

北塩原村・磐梯町TV等を活用したプロモーション

業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

北塩原村及び磐梯町（以下「2町村」という）が連携して実施する、東京電力福島第一原子力発電所事故及びALPS処理水の海洋放出に伴い懸念されている風評被害の防止、風評払しょくのための業務を委託する優先交渉者を決定するに当たり、当該業務の実施効果の最大化に寄与するため、この要領の定めるところにより、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 件名

北塩原村・磐梯町TV等を活用したプロモーション業務

(2) 業務内容

① TV等活用したプロモーション

② 上記2(1)に関する業務報告書の作成及び納品

※ 詳細は「北塩原村・磐梯町TV等を活用したプロモーション業務仕様書」を参照のこと。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

【提案上限額の内訳（消費税及び地方消費税を含む）】

北塩原村 10,000,000円

磐梯町 10,000,000円

※本件業務に係る一切の費用を含んだ価格提案とすることに留意すること。

※提案金額を2等分した際に円単位の端数が生じる場合は、北塩原村の負担とする。

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 福島県内に本店又は支店若しくは営業所等を有すものであること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 本件に係る公告日から委託業者の決定までの間に、2町村のいずれの市町村からも競争入札参加者の指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (6) 役員等が北塩原村暴力団排除条例（平成23年12月15日条例第13号）第2条、及び磐梯町暴力団排除条例（平成23年12月13日条例第19号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと。
- (7) 過去5年以内（令和3年度から令和7年度までの間）に、元請けとして国の機関又は他の自治体において本業務と同種又は類似業務の受託実績を有するものであること。

4 スケジュール

(1) 全体スケジュール（予定）

令和8年									令和9年			
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
公告		事業実施										
	受付・プロポ										事業報告	
		契約										

(2) プロポーザルに係るスケジュール

- ① 募集公告 令和8年4月10日（金）
- ② 参加申込書受付開始 令和8年4月10日（金）
- ③ 質問書受付期限 令和8年4月17日（金） 正午まで
- ④ 質問に対する回答公表 令和8年4月20日（月）（予定）
- ⑤ 参加申込期限 令和8年4月23日（木）
- ⑥ 参加資格審査結果の通知 令和8年4月28日（火）（予定）
- ⑦ 提案書提出期限 令和8年5月8日（金） 正午まで
- ⑧ プレゼンテーションの実施 令和8年5月12日（火）（予定）
- ⑨ プレゼンテーション結果の通知 令和8年5月14日（木）（予定）
- ⑩ 契約締結 令和8年5月14日（金）（予定）

5 参加表明・提案書提出

本件プロポーザルに参加しようとする者は、北塩原村ホームページより各様式をダウンロードし、以下により関係書類を提出すること。

(1) 提出書類

- | | | |
|---|---|----------------|
| ① 参加資格・提出書類チェックシート（様式第1号）
② 参加表明書（様式第2号）
③ 企業概要書（様式第3号）
④ 類似業務実績調書（様式第4号）
⑤ 業務従事予定者実績調書（様式第5号）
⑥ 提案書（任意）
⑦ 価格提案書（様式第6号） | } | ①～⑦ 全ての参加希望者必須 |
|---|---|----------------|

(2) 提出期限

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 5の(1)に記載の①～⑤ | 令和8年4月23日（木） |
| ② 5の(1)に記載の⑥及び⑦ | 令和8年5月8日（金）正午まで |

(3) 提出方法 電子メールによる

(4) 提出部数 正本データ1部、副本データ1部（5の(1)④、⑥、⑦のみ）

公正な審査環境を担保するため、審査委員(当村職員)には提案者名を伏せてプレゼンテーションを実施するため、プレゼンテーションで使用する5の(1)④、⑥、⑦の書類の副本からは提案者（企業等）の称号や名称等、提案者の特定や推察が可能となる情報は削除または、黒塗りする等の加工を施すこと。

(5) 提案書の作成要領

提案書は任意様式とするが、おおむね次に掲げる評価項目に沿って作成すること。

① 会社概要、請負実績における特記事項

様式第3号から様式第5号に記載の事項以外の特記事項について記載すること。

② 本件業務における取組の詳細

2町村の観光、物産に関する魅力を整理した上で、本件業務仕様書に記載している要件に沿って、具体的な取組内容を記載すること。その際、以下の事項は必ず記載すること。

ア TVを活用したプロモーション

（ア） 媒体に関わらず記載するもの

- ・媒体名

（イ） テレビ番組の場合に記載するもの

- ・テレビ局名、放送対象地域、番組名
- ・起用するタレント名及びその理由
- ・インターネット動画配信サービスでの配信有無
- ・番組分数
- ・広告

・福島県内での放送意向（採点の対象外）

イ 視聴者参加型企画

- (ア) 開催回数
- (イ) 内容

【例】物産展実施の場合

会場や物産展の内容、2町村を始めとする福島県産の食材の安全性の情報を紹介する具体的なイメージ。

- (ウ) 開催時期

③ 自由提案

(6) その他の注意事項

- ① 目次及びページ数を付すこと。
- ② 30ページ程度とすること。

6 質問書の提出

実施要領及び仕様書に対する質問は、以下により行うものとする。

- (1) 様式 質問書（様式第7号）による。
- (2) 提出方法 電子メール（kankou01@vill.kitashiobara.fukushima.jp）による。
※タイトルを【2町村プロモ：質問書】とすること。
- (3) 質問書受付期限 令和8年4月17日（金）正午まで
- (4) 質問書に対する回答 令和8年4月20日（月）を目途に電子メールにより返信するとともに、当村ホームページに掲載する。

7 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日 令和8年5月12日（火）※予定
- (2) 時 間 午前9時から午後5時までの間で当村が指定する時間（準備、撤去及び質疑応答の時間を含み45分程度とする。ただし、委員からの質疑の状況によって時間は前後する場合がある。）
- (3) 場 所 北塩原村役場
- (4) 出席者
 - ① 2町村：審査委員会委員 4名程度
 - ② 提案者：3名まで
- (5) その他
 - ① 事前に提出される書類以外の資料を用いてのプレゼンテーションは認めないものとする。ただし、プレゼンテーションにおいて動画を使用する場合は、提案書の提出期限までに動画データを提出し、かつ、提案者（企業等）の称号や名称等、提案者の特定や推察が可能となる情報が含まれていない場合に限り、動画の再生を認めるものとする。
 - ② 必要に応じマイク、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは当村で準

備する。PC及び電源ケーブルその他プレゼンテーションに必要なものは参加者が準備すること。

- ③ PCの庁内ネットワークへの接続は許可しないため、素材等についてはスタンドアロンのPCに格納するなどの措置を講じておくこと。なお、Wi-Fiルーター等の通信端末の持ち込み、使用は認めるものとするが、通信環境を保証するものではないことに留意すること。
- ④ 審査委員(2町村職員)には提案者名(企業名等)を伏せてプレゼンテーションを実施することから、企業名を特定できる発言はしないこと。また、服装(社章やネックストラップ等)及び当日持ち込むPC等の物品についても留意すること。

8 優先交渉権者の決定

- (1) 提出書類及びプレゼンテーションの内容の審査を経て、最も高い評価を獲得した者を優先交渉権者として決定する。
- (2) 優先交渉権者決定後、提案内容を基本として契約内容について協議の上、2町村と優先交渉者の間においてそれぞれ契約を締結する。
- (3) 審査結果については、参加者に通知するとともに、当村ホームページ上で公表する。この場合において、次点以降の者の順位は明確にしない。
- (4) 評価項目、評価事項及び配点の目安はおおむね次のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
類似業務実績	類似業務実績調書の内容を評価	10点
提案内容	提案書内容及びプレゼンテーションの内容を5(5)②～③の事項に即して評価 ※80点満点で評価する 【評価項目】 ①テレビ局名、放送対象地域、番組名 ②起用するタレント名及びその理由 ③インターネット動画配信サービスでの配信有無 ④番組分数 ⑤広告 ⑥放送と連動した特産品PR企画(物産展等)の開催内容 ⑦放送と連動した特産品PR企画(物産展等)の開催時期 ⑧自由提案	80点
価格	価格提案書の内容を評価	10点
計		100点

9 失格

- (1) 提出書類が期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽があった場合
- (3) 正当な理由なく、プレゼンテーションに欠席した場合
- (4) 本件業務に係る契約締結までの間に参加資格を満たさないこととなった場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為をした場合

10 その他

- (1) 本件プロポーザルへの参加・提案に要する一切の費用（提案書作成・提出に要する費用、プレゼンテーションの資料作成・出席に要する費用その他）は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類（電子データを含む）は、返却しない。
- (3) 2町村において、提出された書類は本件業務以外の目的に使用しない。
- (4) 提出された書類は、北塩原村情報公開条例（平成20年3月18日条例第1号）及び磐梯町情報公開条例（平成14年3月18日条例第15号）の規定に基づき原則開示することがある。
- (5) 本件プロポーザルへの参加・提案は、1者につき1件に限る。
- (6) 作成・提出する書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

11 書類提出先・問い合わせ先

北塩原村役場 観光課 佐藤 喬

〒969-2701 福島県耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ヶ峯1093

T E L (0241) 32-2511 (直通)

e - m a i l : kankou01@vill.kitashiobara.fukushima.jp